

知っ得! 税金あれこれ

軽自動車税

平成27年度から原動機付自転車や軽自動車などの税率が変わります!

平成26年3月31日公布された地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税に関する市税条例の一部を改正しました。



○原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車の税率が平成27年度から引き上げられます

車種		税率(年額)	
		平成27年度以降	平成26年度まで
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	1,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円	1,200円
	90ccを超え125cc以下	2,400円	1,600円
	ミニカー	3,700円	2,500円
二輪の軽自動車125ccを超え250cc以下		3,600円	2,400円
二輪の小型自動車		6,000円	4,000円
小型特殊自動車	農耕用(トラクターなど)	2,400円	1,600円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円	4,700円

(三輪・四輪は次ページに掲載)



こにゅうどうくん

軽自動車税は毎年4月1日現在、オートバイや軽自動車などを所有している人に対して課税されます。普通自動車と異なり月割課税制度はありません。例えば、5月に廃車や名義変更の手続きをされても、4月1日に所有していればその年度分は全額納めていただくことになります。

目次	軽自動車税	1～2
	固定資産税	3～5
	事業所税	5
	市県民税	6～7
	納税	8

この記事は、平成26年12月1日現在の地方税法などに基づいて作成しています



平成26年12月下旬号別冊

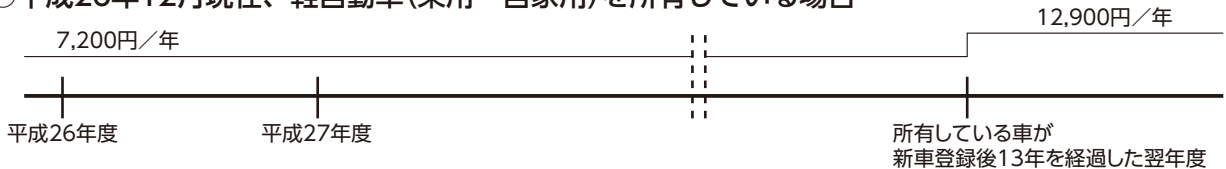
- 平成27年3月31日までに新車新規登録した車両（初めて車両番号の指定を受けた車両）は、新車新規登録後13年を経過するまでは、現行税率のまま変わりません（下表A）
- 四輪車、三輪車の税率は平成27年4月1日以後に新車新規登録する車両から新税率が適用されます。（下表B）平成27年度に新税率が適用される車両は、平成27年4月1日に新規登録する車両だけです。平成27年4月2日から平成28年4月1日の間に新車新規登録する車両は平成28年度から新税率が適用されます

車種	A	B	※登録後13年を超えた車両(経年重課)
	平成27年3月31日までに登録のある車両	平成27年4月1日以後に登録のある車両	
三輪で660cc以下のもの	3,100円	3,900円	4,600円
乗用四輪で660cc以下のもの 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
乗用四輪で660cc以下のもの 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
貨物四輪で660cc以下のもの 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
貨物四輪で660cc以下のもの 自家用	4,000円	5,000円	6,000円



※平成28年度からは、初めて車両番号の指定を受けた月から13年を経過した車両（電気軽自動車などを除く）に対して、上の表の経年重課の税率が適用されます

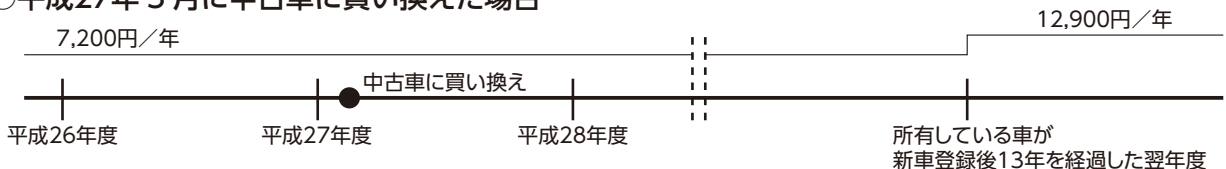
○平成26年12月現在、軽自動車(乗用・自家用)を所有している場合



○平成27年5月に新車に買い換えた場合



○平成27年5月に中古車に買い換えた場合



オートバイや軽自動車などを廃車したり、他の人に譲渡する場合には、必ず登録変更の手続きをしてください。手続きの方法は車種によって異なります。詳しくは、右記までお問い合わせください。

原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	市役所市民税課 (2階 2番窓口)	☎354-8133
軽自動車	軽二輪 (125cc超250cc以下)	三重県軽自動車協会 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 ☎050-5540-2055
	軽三輪・軽四輪 (660cc以下)	軽自動車検査協会 三重事務所 津市雲出長常町字六ノ割1190-10 ☎050-3816-1779
二輪の小型自動車 (250cc超)	三重運輸支局	津市雲出長常町字六ノ割1190-9 ☎050-5540-2055

●市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄附金→軽自動車税をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 諸税係

☎354-8133 FAX 354-8309

平成27年度は「評価替え」年度です

平成27年度は、土地・家屋の資産価格の変動に対し評価額を見直す、3年に一度の「評価替え」の年に当たります。「評価替え」については「広報よっかいち」3月下旬号で詳しくお知らせする予定です。

市街化区域内の宅地の評価方法が変わります！

○市街地宅地評価法（路線価方式）への移行

本市では現在、市内にある大部分の宅地や雑種地、農地の評価において、「その他の宅地評価法」を採用しており、市の中心部や楠町などにおいては「市街地宅地評価法」を採用しています。平成27年度から、全ての市街化区域内の宅地と同様の評価をする土地について、「市街地宅地評価法」を適用します。

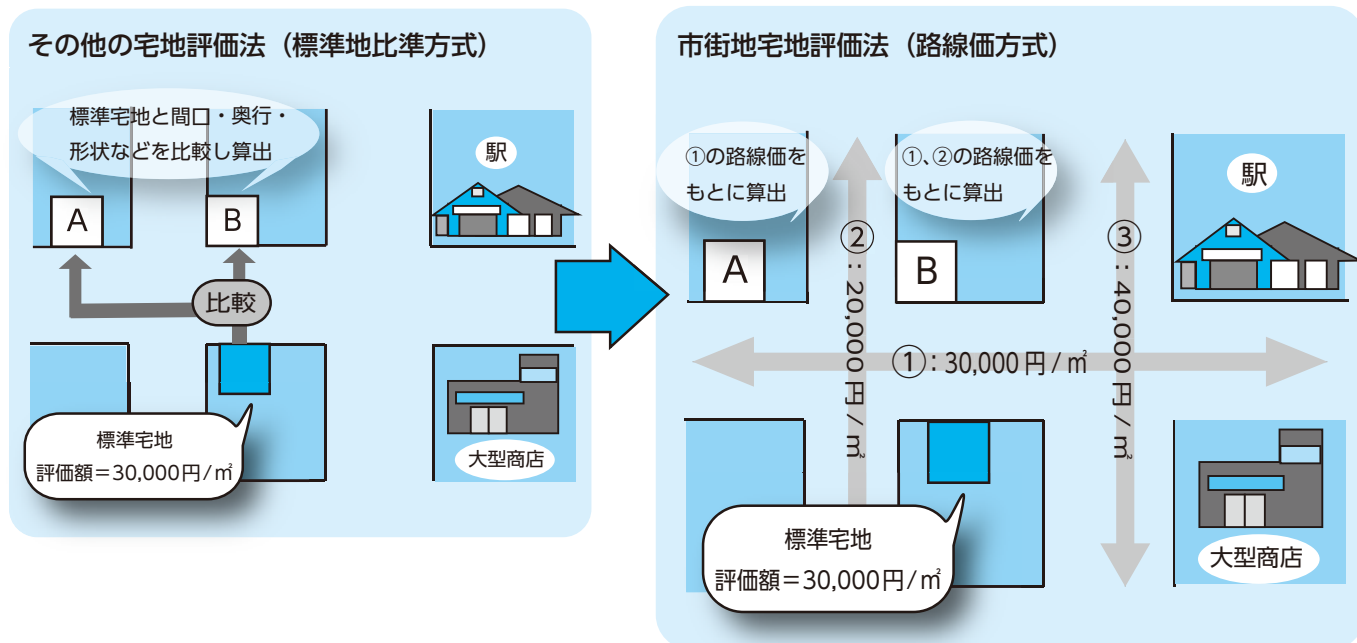


「市街地宅地評価法」とは？

「市街地宅地評価法」は、「路線価方式」とも言われています。その名のとおりに、標準宅地の価格から路線価を設定し、その路線価をもとにして、個々の土地の形状などを考慮した上で価格を決める方法です。



「市街地宅地評価法」になると、評価はどう変わるの？



標準宅地の価格が、30,000円/㎡と決まると、A, Bの土地の価格は、30,000円/㎡を基準の価格として、標準宅地と間口・奥行・形状などの各条件を比較することで決定します。

その結果、標準宅地と同形状であると想定した場合のA, Bの土地の価格は、30,000円/㎡となります。

標準宅地の価格が、30,000円/㎡と決まると、標準宅地の接する道路の路線価は①30,000円/㎡となります。

その価格をもとに、道路の幅員、駅や大型商業施設からの距離など、街路の状況を考慮して他の道路の路線価②、③が決められます。Aの土地は①、Bの土地は①、②の路線価により、価格を決定します（計算例は次ページに記載があります）。

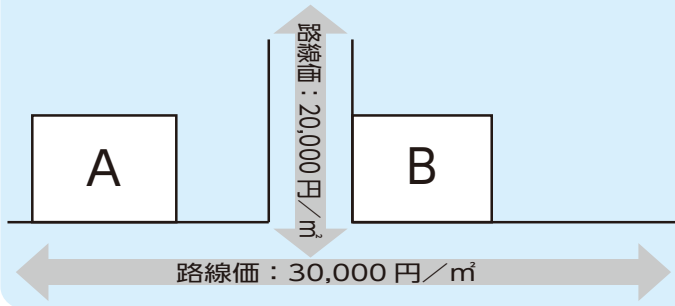


具体的に評価額はどうなるの？

個々の宅地がそれぞれの路線にどう接しているか（間口・奥行・形状など）で価格が変わります。

例として、住宅地区にあるA、Bの2種類の土地について評価額を算出してみます（A、Bの土地の地積はそれぞれ300㎡とします）。

※間口・奥行・形状などによる減価補正はないものとします



A（接する路線が一方のみ）の場合

接する唯一の路線が正面路線となります。

・正面路線価30,000円/㎡

(1) 1㎡あたりの単価

30,000円/㎡（正面路線価）

(2) 宅地Aの評価額

= 30,000円/㎡ × 300㎡（地積）

= 9,000,000円

B（接する路線が二方）の場合

接する二方の路線のうち、路線価が高い方が正面路線、低い方が側方路線となります。

二方の路線に接する土地は、一方に接する土地よりも利便性が良くなるため、①正面路線から求めた額に②側方路線から求めた加算額を加えます。

・正面路線価30,000円/㎡ ・側方路線価20,000円/㎡（※側方に対する加算率：0.03）

(1) 1㎡あたりの単価

※側方に対する加算率は住宅地、商業地などの地区区分により異なります

① <正面> 30,000円/㎡

② <側方> 20,000円/㎡ × 0.03 = 600円/㎡（加算額）

① + ② = 30,000円/㎡ + 600円/㎡ = 30,600円/㎡

(2) 宅地Bの評価額

= 30,600円/㎡ × 300㎡（地積） = 9,180,000円

「耐震」「バリアフリー」「省エネ」の改修工事を行った住宅は固定資産税が減額されます

	耐震改修工事	バリアフリー改修工事	省エネ改修工事
対象物件	昭和57年1月1日以前に建てられた住宅	平成19年1月1日以前に建てられた住宅 ※貸家住宅を除く ※併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上	平成20年1月1日以前に建てられた住宅 ※貸家住宅を除く ※併用住宅の場合、住宅部分が1/2以上
要件・手続き	改修後3カ月以内に減額申請書の提出が必要です 一戸あたりの工事費（補助金などをもって充てる部分は除く）が50万円超である場合に適用されます ※その他要件や必要書類など詳しくは、資産税課家屋係までお問い合わせください		
減額内容	1/2を減額 工事が完了した年の翌年度一回限り、一戸あたり120㎡相当分まで ※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、翌年度から2年間減額	1/3を減額 工事が完了した年の翌年度一回限り、一戸あたり100㎡相当分まで ※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額申請のみ、重複可能	1/3を減額 工事が完了した年の翌年度一回限り、一戸あたり120㎡相当分まで

●市のホームページでもご覧いただけます（総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄附金→固定資産税・都市計画税をクリック）

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

資産税課 土地係

☎354-8134 FAX 354-8309

家屋係

☎354-8135 FAX 354-8309

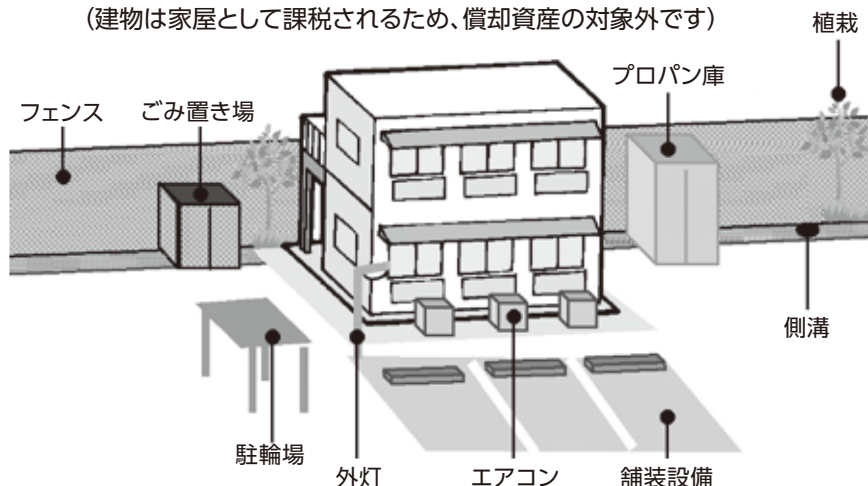
固定資産税

事業主やアパートの経営をしている人は 償却資産の申告をお願いします

工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートの賃貸経営をしている法人や個人が、所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税がかかります。

平成27年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、2月2日(月)までに申告をお願いします。「申告書」と「申告書の手引き」は12月中旬に送付しています。

【例】共同住宅の主な償却資産は下図のとおりです
(建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です)



- 市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄付金→固定資産税・都市計画税をクリック)
- この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **資産税課 管理償却資産係 ☎354-8139 FAX 354-8309**

事業所税

事業所税とは

事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上で政令により指定された都市などで課税されています。

事業所税のしくみ

事業所税には「資産割」と「従業者割」の2種類があります。

	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所等の合計床面積が 1,000㎡を超える 事業者	市内の事業所等の従業者数合計が 100人を超える 事業者
課税標準	市内にある事業所等の床面積	従業者(役員も含む)への支払給与総額
税率	床面積 1㎡につき600円	従業者への支払給与総額の 0.25%
申告方法	申告納付(eL-TAXによる申告も可能です)	
申告(納付)期限	法人	事業年度終了の日から2カ月以内
	個人	事業を行った年の翌年の3月15日まで

四日市市独自の 減免制度

本市独自の特例措置により、課税開始当初から継続して中小企業者などの負担軽減を図っています。この特例措置は平成25年に拡充されており、下記のとおりとなっています。

対象者/資本金が1億円以下の普通法人、公益法人、協同組合、個人事業者

事業年度終了の日	平成26年8月1日～ 平成27年7月31日	平成27年8月1日～ 平成28年7月31日	平成28年8月1日～ 平成29年7月31日	平成29年8月1日～
減免割合(拡充後)	3/6減免	2/6減免	1/6減免	通常納付

- 市のホームページでもご覧いただけます(総合サービス案内→税金・ふるさと応援寄付金→事業所税をクリック)
- この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 諸税係 ☎354-8133 FAX 354-8309**

市県民税の納め方について

市県民税は法令等に基づき下記のいずれかの方法で納めていただきます。

給与からの引きさり (特別徴収)	給与支払者(事業者)が、従業員の6月から翌年5月までの給与から差し引いて納めます
年金からの引きさり (年金からの特別徴収)	年金支払者(日本年金機構など)が、年金受給者の4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月に支給される年金から差し引いて納めます ※65歳以上の年金受給者の人が対象ですが、年金以外の所得がある人などは年金からの引きさりとならない場合もあります ※年金からの特別徴収が開始となる年度は、1年間の税額の半分を6月・8月の2回に分けて納付書で、残りの半分の10月以降の年金からの引きさりでお納めいただけます
納付書で納める方法 (普通徴収)	市から送付される納付書で、納税者自らが6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて納めます ※口座振替の申し込みをしている人は、各納期限の日にご指定の預貯金口座から振り替えられます

事業主の皆さんへ

○市県民税の特別徴収の推進に取り組んでいます

給与所得者の市県民税は、法令等で事業者が特別徴収の方法で市に納税していただくことになっています。

- ・所得税は源泉徴収しているが、市県民税は特別徴収をしていないことはありませんか？
- ・特別徴収を行う従業員の人は原則として、パート・アルバイトなどを含みます
- ・税額の計算は市が行いますので、所得税のような手間は掛かりません

従業員の皆さんへ

- ・給与からの引きさりになりますので自ら納税する手間が省けます
- ・普通徴収は原則4回払いですが、12回払いとなるので1回あたりの税負担が軽くなります
※特別徴収の推進の取り組みによって、これまで普通徴収で納めていた人が特別徴収の方法で納めていただくようになることがあります

○公的年金からの引きさりの方法が見直されます(平成29年度4月分から)

公的年金から引きさりとなっている4月・6月・8月の市県民税(仮徴収税額)は、現在、前年度の2月の税額と同じ額となっていますが、平成29年度からは前年度分の市県民税(公的年金等の所得分)の2分の1に相当する額となります。

この見直しにより、下記の表のように仮徴収税額と本徴収税額との差が生じた場合(下記の表の平成30年度)でもその差が戻ります(下記の表の平成32年度)。

年度	年税額	改正後						改正前						単位：(円)
		仮徴収税額			本徴収税額			仮徴収税額			本徴収税額			
		4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
28	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
29	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
30	36,000 (医療費控除額の増)	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	2,000	10,000	10,000	10,000	2,000	2,000	2,000	
31	60,000	6,000	6,000	6,000	14,000	14,000	14,000	2,000	2,000	2,000	18,000	18,000	18,000	
32	60,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	18,000	18,000	18,000	2,000	2,000	2,000	

前年の年税額の1/2が仮徴収税額となる

一度生じた差が戻ります

一度生じた差が戻りません

前年の2月の税額がそのまま仮徴収税額となる

↑上記の表は以下の条件をもとに作成しています。

- ・公的年金等の所得に係る市県民税が毎年60,000円。ただし、医療費控除により平成30年度のみ36,000円となる
- ・以前から継続して公的年金からの引きさりがされており、年度の途中で税額の更正がない

医療費の支払いが年間10万円を超えていなくても医療費控除を受けられる場合があります

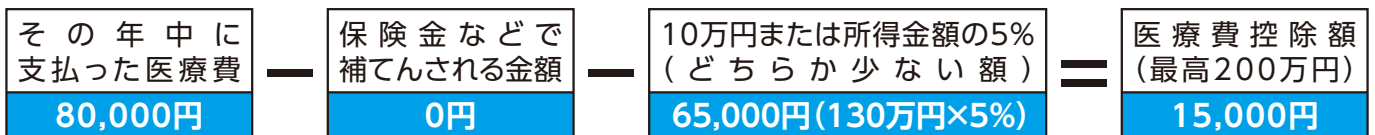
あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、医療費控除として所得から差し引くことができます。

その計算式は次の通りとなっていますが、医療費の支払いが年間10万円を超えていない人でも、所得の合計額が200万円に満たない人は、所得の合計額の5%を上回っていれば医療費控除を受けることができますので、申告漏れのないようご注意ください。

申告する際は、あらかじめ支払額を合計した上で、領収書をお持ちください。

★医療費控除の計算式と計算例

下記の計算例は以下の条件をもとに作成しています。
 年金所得 130万円
 平成26年中の医療費 8万円（補てんされる金額なし）



■所得200万円未満の目安

収入の種類	年齢	目安となる収入金額
給与	—	3,116,000円未満
年金	65歳以上	3,200,000円未満
	65歳未満	3,166,667円未満



平成27年度からの主な改正事項

市県民税の住宅ローン控除の延長・拡充が行われます

平成26年4月1日からの消費税率の引き上げに伴う税負担の増加による影響を緩和する観点から、住宅ローン控除における入居日の期限がこれまでは平成25年12月31日でしたが、改正により平成29年12月31日まで延長されます。

また、入居日が平成26年4月以降の人は、住宅取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が8%または10%の場合、平成27年度から市県民税の控除限度額が97,500円から136,500円に引き上げられます。

※住宅ローン控除を受ける人は、確定申告書を税務署に提出する必要があります。ただし、給与所得者の人は、2年目以降は年末調整で控除が受けられる仕組みになっています

上場株式等の配当所得・譲渡所得等に係る軽減税率が廃止されます

平成25年12月31日をもって10%（所得税7%、市県民税3%）の軽減税率が廃止され、平成26年1月1日から20%（所得税15%、市県民税5%）の税率となります。

※平成49年までは復興特別所得税が加算されます

※これに併せ、平成26～35年に開設した非課税口座における新規投資（毎年100万円を上限）に対して、5年以内に支払いを受けるべき配当所得・譲渡所得等については非課税とすることとされました（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置の創設）

市税は納期限までに納付してください

皆さんの納めていただく市税が確定したら、納税通知書と納付書を送付します。各納付書に記載の納期限までに、下記のいずれかの窓口で納付してください。

なお、コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書は、期限までであれば全国の主要なコンビニエンスストアでも納付することができます。

◎納付窓口

- ・金融機関
- ・郵便局
- ・地区市民センター（中部を除く）
- ・楠総合支所
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
- ・収納推進課（市役所2階・5番窓口）

納付書の期別を確認して、窓口に出してね



市税を滞納すると…

市では、市税の納期限を経過しても納付されない人に対して、督促状を送付するなど、できるだけ早い時期の納付をお願いしています。それでも納付されない場合には、納期限までに納付された人との公平性を保つため、延滞金を加算したり、法律に基づく手続きにより、財産を差し押さえたりすることになります。

このようなことにならないよう、納期限までに納付をお願いします。

納税が困難なときはご相談ください

納期限までに納付することが困難な場合は、その内容によっては分割で納付する方法もありますので、早めに収納推進課にご相談ください。

納税は、便利で安心な口座振替をご利用ください！

口座振替を申し込んでいただくと、ご指定の預貯金口座から各納期限の日に、自動的に納付することができ、大変便利です。

口座振替できる税の種類	市民税・県民税(普通徴収) 軽自動車税、固定資産税・都市計画税
手続きに必要なもの	「通帳」「通帳の届け出印」 「納税通知書」
手続きできる窓口	市内に支店のある金融機関または郵便局 ※申込用紙は各窓口にあります。郵送による手続きを希望する人は、収納推進課へご連絡ください

夜間や休日でも納税や納付相談ができます

夜間窓口

場所／収納推進課(市役所2階・5番窓口)
受付時間／平成27年2月27日までの
毎週月・火・木・金曜日の19:30まで
(12月15日～平成27年1月9日と祝日を除く)

休日窓口

場所／収納推進課(市役所2階・5番窓口)
受付時間／毎月最終日曜日(12月は21日)
10:00～16:00

※夜間窓口・休日窓口ともに市役所地階の夜間休日受付へお越しください

口座振替の ご注意

- ★手続きには約1カ月必要です。余裕を持って手続きしてください
- ★口座の残高が不足していると振り替えができません。納期限の前日までに、口座の残高をご確認ください
- ★所有者に課税される固定資産税や軽自動車税について、所有者が変わった場合(相続の場合も含まれます)は、新たに口座振替の手続きが必要です
- ※振り替え後、口座振替済通知書および領収書は発行しませんのでご了承ください。なお、振り替えの確認は預貯金通帳を記帳し、ご覧ください